

「みちのくカードローン契約書」の改定内容

改定前	改定後
<p>第2条（取引の方法）</p> <p>1. この取引においては、原則としてローンカードを使用し、現金自動預入引出兼用機（以下「ATM」という）の利用にあたっては、別に定める「みちのくカードローンカード規定」によるものとします。</p>	<p>第2条（取引の方法）</p> <p>1. この取引においては、<u>銀行の普通預金口座（以下「預金口座」という）のキャッシュカード</u>またはローンカードを使用し、現金自動預入引出兼用機（以下「ATM」という）の利用にあたっては、別に定める「みちのくカードローンカード規定」によるものとします。</p>
<p>2. また、この取引は、前項のローンカードによる入出金のほか、預金払戻請求書による出金、預金入金票による入金および第3条の自動融資により発生するものとし、貸越口座について小切手・手形の振出または引受はいたしません。</p>	<p>2. また、この取引は、前項の<u>預金口座のキャッシュカード</u>またはローンカードによる入出金のほか、預金払戻請求書による出金、預金入金票による入金および第3条の自動融資により発生するものとし、貸越口座について小切手・手形の振出または引受はいたしません。</p>
<p>第6条（利息、損害金）</p> <p>2. 貸越極度額200万円以上500万円以下（変動金利型）</p> <p>この取引の貸越利率は、貴行の短期プライムレートに連動する金利（以下「基準金利」という）を基準とし、基準金利の変動に伴って自動的にその幅と同幅で引き上げまたは引き下げられるものとします。変更後の貸越利率は、基準金利が変更された月の翌月6日（貴行が休業日の場合は翌営業日）から適用するものとします。</p>	<p>第6条（利息、損害金）</p> <p>2. 貸越極度額200万円以上500万円以下（変動金利型）</p> <p>この取引の貸越利率は、貴行の短期プライムレートに連動する金利（以下「基準金利」という）を基準とし、基準金利の変動に伴って自動的にその幅と同幅で引き上げまたは引き下げられるものとします。変更後の貸越利率は、基準金利が変更された月の翌月の<u>約定返済日（次条第1項の約定返済日をいう）の翌日</u>（貴行が休業日の場合は翌営業日）から適用するものとします。</p>
<p>第7条（約定返済）</p> <p>4. 約定返済日に前項の自動引落としができない場合において、貴行は約定返済日以降いつでも同じ方法により取扱いできるものとします。</p>	<p>第7条（約定返済）</p> <p>4. 約定返済日に前項の自動引落としができない場合において、貴行は約定返済日以降いつでも<u>前項と同じ方法</u>により取扱いできるものとします。</p>
<p>第8条（随時返済）</p> <p>4. ATMを使用して当座貸越元利金等の返済を行うときは、ATMにローンカードと現金を挿入し操作するものとします。</p>	<p>第8条（随時返済）</p> <p>4. ATMを使用して当座貸越元利金等の返済を行うときは、ATMに<u>預金口座のキャッシュカード</u>またはローンカードと現金を挿入し操作するものとします。</p>
<p>第11条（期限の利益の喪失）</p> <p>（7）ローンカード改ざん、不正使用などの不信行為のあったとき。</p>	<p>第11条（期限の利益の喪失）</p> <p>（7）<u>預金口座のキャッシュカード</u>およびローンカード改ざん、不正使用などの不信行為のあったとき。</p>

<p>(8) 保証会社の保証の取消があったとき。</p>	<p>(8) 保証会社の保証の取消があったとき <u>(保証会社から「保証委託約款」に基づく保証承諾が得られなかった場合を含む)。</u></p>
<p>第17条 (危険負担、免責条項等) 3. ローンカードをなくしたときは、直ちに書面によって貴行に届出るものとします。この届出前に生じた損害は私の負担とします。</p>	<p>第17条 (危険負担、免責条項等) 3. <u>預金口座のキャッシュカードおよびローンカード</u>をなくしたときは、直ちに書面によって貴行に届出るものとします。この届出前に生じた損害は私の負担とします。</p>
<p>第18条 (届出事項の変更等) 1. ローンカード、印鑑を失ったとき、または氏名、住所、印鑑、職業、勤務先、電話番号、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により貴行へ届出をします。</p>	<p>第18条 (届出事項の変更等) 1. <u>預金口座のキャッシュカードおよびローンカード</u>、印鑑を失ったとき、または氏名、住所、印鑑、職業、勤務先、電話番号、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により貴行へ届出をします。</p>
<p>3. ローンカードを失った場合のローンカードの再発行、または印鑑を失った場合の借入は貴行所定の手続をした後に行います。</p>	<p>3. <u>預金口座のキャッシュカードおよびローンカード</u>を失った場合のローンカードの再発行、または印鑑を失った場合の借入は貴行所定の手続をした後に行います。</p>